

タイトル：

グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第 72 条の関係について

要望の具体的内容：

一定の基準（親会社が 100%子会社に対して法律事務を行う場合に限る等）を満たしたグループ企業間での法律事務は、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないものとして法改正等見直しを図るべきである。

法人格が別であっても、親会社が 100%子会社に行う法律事務等は、実質的見地からすれば他人性の要件を欠くと考えられる。

(a) 規制の現状

グループ企業間での法律事務についても、弁護士法第 72 条の規制を受ける。

(b) 要望理由

子会社を上場させ上場益を得ていた時代と異なり、現在は、会社分割制度の活用やグループ経営への意識の高まりもあり、グループ全体でリスク管理を考える時代である。従って、情報の集約、リスク管理意識の統一、効率性等の観点から、親会社がグループ全体の法律事務を扱う必要性があるため、実質的に「他人性」を欠くと考えられるグループ会社間であれば、事件性のある法律事務を含めて取り扱うことができることを明確にさせていただきたく、法改正等の見直しを求めるものである。

2012 年度改革要望への政府回答において示された仮に上記の要望を採用した場合に懸念される悪質なケース（脱法的に親子関係を創出する場合等）については、かかる特異な例が有り得るという不確定な可能性を以て企業の経済活動の効率性を損ねることに合理性は見出せない。また、基準を明確に設けることでこれを排除することができ、万一そのような脱法行為があった場合は個々の事件に応じて解決を図るべきものとする。

(c) 要望が実現した場合の効果

企業におけるグループ経営の活性化及び効率的な企業活動が期待できる。

【補足】

100%親子会社間であっても法人格は別であることに議論はないが、100%子会社と100%親会社であれば利害の対立はないため、そこに他人性は観念されないと考えられる。